

第8章 歴史遺産の防災と防犯

1. 歴史遺産の防災・防犯に関する課題

(1) 想定される災害等

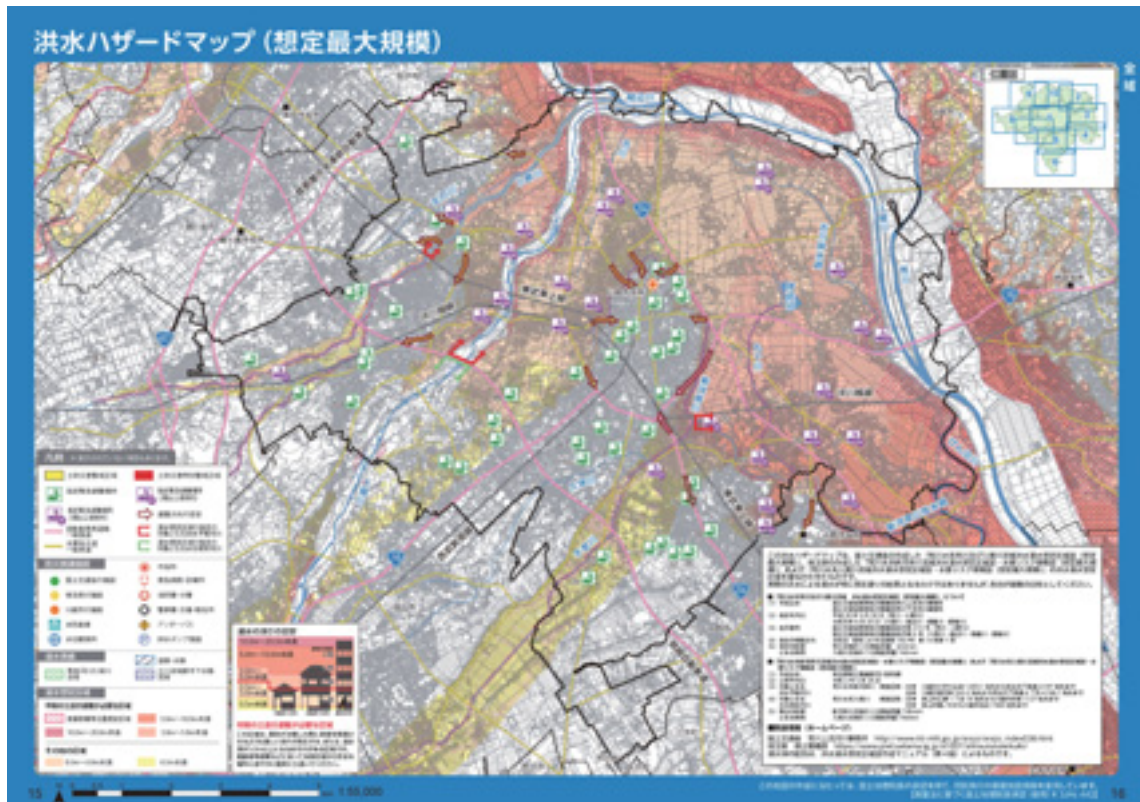
① 自然災害

突然発生する地震や台風、集中豪雨などによる自然災害は、広範囲な被害を及ぼすことがあります。そのために、日頃から歴史遺産の防災について備えが必要です。

地震について、本市に最も大きな被害をもたらすのは「関東平野北西縁断層帯地震」(「埼玉県地震被害想定調査報告書」平成25年11月、埼玉県)です。最大震度7と予想され、地震発生時の歴史遺産の被災が懸念されます。平成23年に発生した東日本大震災では、喜多院客殿の内部上段の間の障壁画が大きく裂けるという被害が生じました。

また、風水害について、古くは明治43年(1910)の大水害など、荒川・入間川の大河川による堤防決壊や溢水がみられましたが、両河川の河川改修が進行したため、次第に新河岸川をはじめとする中小河川による被害へと変わりました。近年では、令和元年に台風第19号が日本に上陸した際に、越辺川の堤防決壊などにより市内で浸水被害が発生しました(令和元年東日本台風)。この災害を受けて、荒川水系入間川流域において国・県・市町等地域が連携して被害の最小化に取り組む「入間川流域緊急治水対策プロジェクト」が取りまとめられました。

この他にも、集中豪雨による内水氾濫など、あらゆる災害に備える必要があります。



川越市洪水ハザードマップ (出典：川越市水害ハザードマップ)

② その他

自然災害以外では、火災による建造物や美術工芸品などの被害が懸念されます。これまで、火災による指定等文化財の被害の例はありませんでしたが、令和5年1月20日に市指定文化財建造物が全焼しました。また、令和5年6月6日には川越市都市景観条例にもとづく都市景観重要建築物が全焼しました。本市は、川越市川越伝統的建造物群保存地区を始めとして、木造建造物が密集しているところもあり、火災に備える必要があります。

また、防犯の案件については、平成27年9月15日、国指定文化財建造物の壁の一部が切断される事案が発生しました。所有者が防犯カメラを設置していたため、その後の警察による犯人確定につながりました。

(2) 歴史遺産の防災・防犯の現状

本市では、文化財所有者・消防署・地元消防団と連携し、文化財の防災対策を行っています。その一環として、毎年1月26日の文化財防火デーにあわせて、主に喜多院・東照宮で防火訓練を実施しています。指定等文化財の所有者に対して、この防火訓練の通知とともに、「文化財防火・防犯チェックリスト」を配布し、歴史遺産に対する防火・防犯意識の向上に努めてきました。

また、木造建造物の多い伝統的建造物群保存地区では、平成11年（1999）の重要伝統的建造物群保存地区の選定以後、同13年度に「川越市川越伝統的建造物群保存地区防災計画」を策定し、以後4か年をかけて防火水槽や簡易型屋外消火栓などの設置を行う特殊防災事業を実施しました。近年は地元主催による防災訓練を年に1回程度実施し、消火器や簡易型屋外消火栓の操作訓練などを行っています。

(3) 歴史遺産の防災・防犯に対する課題（第5章3頁より転載）

以上を踏まえ、以下を本計画の課題とします。

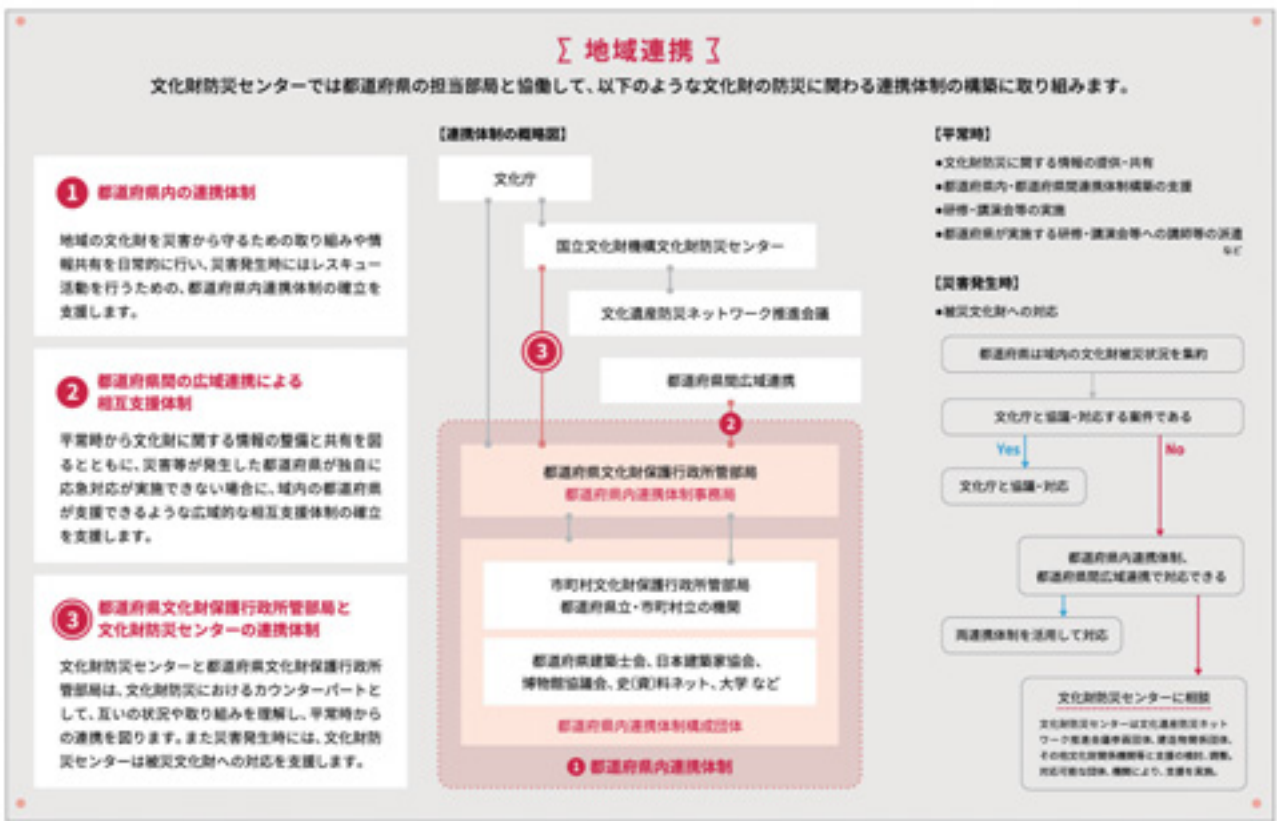
課 題

歴史的建造物を多数抱える本市では、特に防火・防災についての意識を高める必要があり、適切な設備配置、防災マニュアル等の整備が必要です。また、防火訓練の内容の見直しや新規設備の設置について、計画的に実施する必要があります。

2. 歴史遺産の防災・防犯に関する方針

文部科学省・文化庁は、令和元年（2019）のフランスのノートルダム大聖堂や沖縄の首里城跡での火災を受けて、同年に「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」を作成しました。また、同年12月にこれらのガイドラインを元にして、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」を策定しました。

また、独立行政法人国立文化財機構では、令和2年（2020）に文化財防災センターが設置されました。そこでは、地域防災体制の構築、災害時ガイドライン等の整備、レスキュー及び収蔵・展示における技術開発、文化財防災を促進するための普及啓発、文化財防災に関する情報の収集と活用の5事業を展開しています。関東甲信越地方は東京国立博物館が担当しており、被災時には県を通じて、文化財ドクターやレスキューの派遣を、本市から要請します。



地域の連携体制構築の概略

埼玉県においては、令和2年度策定の「埼玉県文化財保存活用大綱」で防犯・防災及び災害発生時の対応として、埼玉県文化財保護協会や埼玉県地域資料保存活用連絡協議会、埼玉県博物館連絡協議会などの、文化財関係団体との連携強化を示しています。それを踏まえ、埼玉県の文化資源課が県内の市町村における被災状況など窓口を一本化して文化庁に報告する体制が検討されています。

これら国や県の方針を踏まえ、本市では、「川越市地域防災計画」(令和4年3月改定版)で、文化財建造物等の防災対策や火災予防対策の推進について、「川越市国土強靱化地域計画」(令和3年3月策定)で、文化財建造物等の防災対策について、基本的な考え方を掲げています。

まず、「川越市地域防災計画」では、防火体制の整備について、①防火体制の整備、② 防火施設等の整備強化、③防火施設等の管理及び点検、④災害発生時の緊急的保護体制づくり、⑤その他の対策と、5つの方策を掲げています。

次に、「川越市国土強靱化地域計画」では、文化財の崩壊等により有形・無形の文化が衰退・損失する事態を回避するため、文化財建造物等の計画的な修理や防災設備の充実を促進するとともに、所有者・管理者の防災に関する意識の向上を図る、としています。

これらを踏まえ、以下を本計画における方針とします。(第5章59頁再掲)

方針

防火訓練の実施や防災マニュアルの整備により、歴史遺産に対する防災意識を高めます。また、防火・防災設備について、定期的な点検や、設備の更新・新設等を計画的に実施します。

3. 歴史遺産の防災・防犯に関する措置

ここでは、前節で設定した方針に基づき、歴史遺産の防災・防犯に関する具体的な措置を設定します。(第5章59頁再掲)

措置

番号	措置の名称	措置の内容	取組主体				担当課・協力課	実施	前期	中期	後期	主な財源
			市民	団体	専門家	行政						
21	文化財防火訓練の実施	文化財防火デーに合わせ、文化財所有者と共に、防火訓練を実施します。	○	○		◎	文化財保護課 川越地区消防局	現行				市費
22	文化財防火・防災設備の計画的な設置・点検	文化財防火・防災設備の更新についての計画及び新規整備の計画を推進します(補助制度との調整も含む)。また、定期的な設備点検を行います。				◎	文化財保護課 都市景観課 川越地区消防局	現行				国費 県費 市費
23	伝建地区内における防災体制の構築	川越市伝建地区防災計画に基づき、消防設備の設置・点検や、伝建地区内で自治会・商店街等と防災訓練を実施し、定期的に防災計画を見直します。	○	○	○	◎	都市景観課	現行				国費 市費
24	防火・防災・防犯対策のマニュアル作成	防火・防災・防犯対策についてのマニュアル等を作成し、所有者や市民と情報を共有します。				◎	文化財保護課	新規				市費

ただし、建造物の歴史遺産について、本年に入り火災による焼失が続いたことから、今後の予防策について川越地区消防局と、協議を行っているところです。その結果、防災設備の設置などについて新たな措置を追加する可能性もあります。